

雇用対策法施行規則第一条の三第三号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める条件を定める告示案要

綱

一 雇用対策法施行規則第一条の三第三号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める条件は、当該事業主が雇用する特定の職種に従事する労働者の年齢について、三十歳から四十九歳までの範囲内において、五歳から十歳までの任意の幅で一定の範囲（以下「特定範囲」という。）を特定した場合に、当該特定範囲の年齢層の労働者数が、当該特定範囲の幅と同一の幅でその両側に設定したそれぞれの範囲の年齢に属する労働者数のそれぞれの二分の一未満であることとすること。

二 この告示は、平成十九年十月一日から適用するものとする。